

高砂市立小中学校における適正規模・適正配置について

平成23年3月

小中学校の適正規模・適正配置庁内検討委員会

目 次

はじめに

I	高砂市の適正規模・適正配置を検討するにあたって・・・・・・・・・・	1～3
1	適正規模・適正配置の目的、推進する背景・意義	
2	適正規模の基本的な考え方	
3	適正配置の基本的な考え方	
4	小学校と中学校の関係	
5	小中学校と幼稚園、保育園との関係	
6	適正配置等を推進する考え方及びその実施方法	
II	小中学校の適正規模等に係る教育委員会の意見・・・・・・・・・・	4
III	高砂市の小中学校の適正規模等の推進方針・・・・・・・・・・	5
IV	高砂中学校の適正規模、適正配置の方針（案）・・・・・・・・・・	6～7
1	方向性の選択肢と課題	
2	地域住民、保護者等に受け入れられる整備体制	
3	（仮称）校区協議会の検討による方針（案）の推進	

むすびに

は じ め に

全国的に少子高齢化が進む中で、高砂市においても児童・生徒数が減少傾向で推移しており、学校の小規模化が進んでいる。児童・生徒の少人数化による学校規模が、児童・生徒の教育条件、教育環境、学校運営等に様々な影響が今後生じてくることが懸念される。

本市においても、平成21年度から教育委員会での学校の適正規模・適正配置の検討をもとにして、全庁的な取り組みの中で市内の小中学校の良好な教育環境を創出することを目的に検討を進めてきたところである。

また、国の教育制度改革の動向をみると平成23年度からの学級編成の見直し、教職員定数の標準に関する一部改正が提案されておりこれらの動向を踏まえた検討も行わなければならない。

将来にわたって高砂市が教育の機会、教育水準の様々な課題への対応を行うことを念頭に、地域性やまちづくりからの観点からも検討を行い、報告書をまとめた。

I 高砂市の適正規模・適正配置を検討するにあたって

1 適正規模・適正配置の目的、推進する背景・意義

(1) 目的

教育基本法第 1 条にある教育の目的及び第 2 条の教育の方針を達成するために高砂市立小中学校の良好な教育環境を創出することを目的とする。

第 1 条 教育は、人格の形成をめざし平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた身体ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第 2 条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

(2) 背景・意義

- ①将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の向上を図り、子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する必要性がある。
- ②交通環境の整備、地域により人口動態が大きく異なること、施設の老朽化等学校を取り巻く社会状況が大きく変わってきている。
- ③学校の統合は、子どもの教育条件をよりよいものに（言い換えれば望ましい環境に）することが前提であり、統合後の学校における教育環境の整備が十分に図られることが必要である。
- ④児童生徒の実態にも変化がみられ、子どもの数が減少しているにもかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒への対応という点にも留意しなければならない。

(参考：全国教育長を対象とした意識調査)

学校の小規模に対する対応についての全国の市町村教育長への意識調査行ったところ「困難であっても小中学校の適正規模の維持を基本として統合を検討する」回答が 4 割弱である。

国立教育政策研究所部長説明資料より抜粋

2 適正規模の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方は以下の項目による。

- ① 子どもどうし、子どもと教職員、子どもと大人の心豊かな出会いでたくましく生きる力を培う。
- ② 興味が持てる学習指導で子ども達の学力向上を図る。
- ③ 活気のある学校で子ども達の活動意欲を高める。

(2) 適正規模の範囲

- ① 小学校 12 学級～18 学級

(学校教育法施行規則 41 条、義務教育国庫負担関する法律施行令 4 条第 1 号)

- ② 中学校 12 学級～18 学級

(学校教育法施行規則 79 条)

- ③ 上記に加え高砂市内の小学校においては、概ね 300 人を下回らない児童数とする。ただし、適正配置の基本的な考え方で示された廃止により遠距離通学が懸念される地域については、この人数を下回ることも考慮する。

3 適正配置の基本的な考え方

適正配置を推進するにあたって、次の点に留意する。

- ① 将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができること。
- ② 遠距離通学している児童生徒が、さらに負担にならないよう留意する。
(義務教育国庫負担関する法律施行令 4 条第 2 号)
- ③ 交通量の変化などに対応した適正配置に留意し、その対策は万全を期すこと。
- ④ 校区と自治会（コミュニティ）の意向を反映し、整合性について留意すること。

4 小学校と中学校の関係

複数の小学校で中学校を構成することが望ましく、2 小学校以上で 1 中学校の構成を基本した校区の編成を行うことが、適正規模の基本的な考え方に適うところである。

5 小中学校と幼稚園、保育園との関係

市内の「望ましい幼児教育推進委員会」で幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向が示されており、就学前教育、幼児保育である市内の幼稚園、保育園との関係においての検討は行わないものとする。

6 適正配置等を推進する考え方及びその実施方法

(1) 適正配置等の推進する基本的な考え方

- ① 自治会、保護者等に十分説明を行い、基本的な理解を得る。
- ② 学校の統合に際しては、児童・生徒・保護者・地域社会が事前に交流するなど、各自が交流し、一体感を醸成するなど学校・家庭・地域社会が連携し、協働して行うことが大切である。
- ③ 統合方針が決定され、統合される学校施設については、在校生・卒業生・地域社会に対し、配慮が必要である。
- ④ 推進にあたっては、周知期間を含め理解が得られる期間を設定する。
- ⑤ 多様な教育形態に対応した良好な施設整備を行うことにより、より良い教育条件の確保に努められることが可能である。

(2) 適正配置等を推進する実施方法等

- ① 学校統合を基本とする。ただし、状況によっては通学区域の変更によって行うことも考える。統合は、隣接する小規模どうし、または、隣接する小規模校と適正規模で行う。
- ② 方針実施に向けての検討期間は、適正規模を外れることが確実視される3年前から始め、概ね3年間で結論を導く。
- ③ 特色ある教育環境づくりによる選択（例えば小中一貫教育）については、関係地域住民の意向が強く、適正配置とは別な観点からの調査研究により実施の判断をする。

ただし、この方針で推進する場合は、市内全域も同様の考えで行う。

Ⅱ 小中学校の適正規模等に係る教育委員会の意見

平成22年11月に開催した教育委員会でもいろんな角度から意見をいただいたところである。要旨をまとめる。

高砂市の小中学校の適正規模等についての考えについては

- 今後の少子化で地域の色々な要望が出てくると思うが、学校の適正規模の下できちんとした校区設定の考え方を信念としてもっておき、貫くべきである。地域の特殊性によるその地区だけの小中一貫の教育を認めるべきでない。小中一貫教育を進めるなら全市的な考えによって進めるべきである。
- 地域には、何百年も培った誇りがある。小学校、中学校どちらを残すとか配慮しながら進めるべきであり、機械的な決め方によるべきでない。
- 小中一貫教育は賛成しないが、推進するのであれば全市的に同一方針によるものでなければならない。他の地区にも小中学校を残すための前例となり、地域要望として容認されることが懸念される。むしろ中1ギャップの解消、乗り越える施策の観点からの検討を行い、その方策を子どもたちのために実現をしなければならないという考えに持っていくべきである。
- 選択枝は、3点あると考えるが、小中一貫教育は、市内共通的な考えで動くことが前提である。学校の活性化、教育環境の整備に結びつく現実的な動きにしていきたい。

教育委員会の意見集約として

理想からいえば、学校を活性化するには、統廃合や校区変更によりその時代にあった柔軟な対応が求められる。しかし、地域の伝統、コミュニティの核が無くなる懸念もあり、行政経営の効率性からの観点だけでは地域の理解が得られないと思われ、かなりの反対も予想されるところである。子どもの目線に立って、たくさんの仲間ができることが子どもの成長過程で切磋琢磨することが一番重要であり、地域の活性化に繋がることにもなることを理解いただくように努める。それにはやはり一定の必要な規模が必要不可欠であり「校区協議会」的なもので議論をいただくようにしていきたい。最後に教育委員会の議論を参考に、事務局で理念を吟味され、庁内検討委員会で検討を進められたい。

Ⅲ 高砂市の小中学校の適正規模等の推進方針

小中学校の良好な教育環境を今後も維持、将来を見据えた基本的な考え方をまとめ、関係者（地域）への説明を行い、協力していただくためにも関係者との協議については、以下の項目を調査し事前に資料を収集し、示しながら進める。例えば、

- ① 児童、生徒の教育環境が他校に比較してどうなのか。
- ② 小規模校の教諭配置の勤務状況・学校運営管理についてはどうなのか
- ③ 当該学校の施設整備は、どのような状況かまた将来計画はあるのか
- ④ 当該校区の保護者の意向はどうなのか
- ⑤ 地域のコミュニティはどのように変わってくると思われるかの将来予測
これらを十分に調査してから関係者との協議を行わなければならない。

また、校区単位ごとでみると、平成22年4月現在の11学級数以下の学校規模及び将来推計（資料参照）において適正規模を維持することが今後も難しいと思われる学校は、小学校は、北浜・中筋・伊保南小学校が中学校では高砂中学校が対象と考えられる。

3小学校については、現在の状況について保護者、自治会等への説明を行い、現校区の現状への認識や理解を深めていただき、他市町の動向等を勘案するなかで今後の推進方針への取り組みに繋げていきたい。

しかし、現在すでに適正規模を外れた高砂中学校については、行財政調査検討特別委員会提言（資料参照）や教育委員会の意見も踏まえつつ、地区関係者との協議、方針案、スケジュール等を早急に示す必要があると考えられるところである。

Ⅳ 高砂中学校の適正規模、適正配置の方針（案）

適正規模を下回っている学級数（平成２２年５月現在６学級：１学年２学級）で推移しているところであるが、国から示された新たな教職員定数改善計画（資料参照）により平成２８年度３５人学級完全実施になったとしても、６学級から８学級の推移にもどる程度になる。

しかしながら、適正規模を下回っている状況は、その後も解消しないと考えられるので、以下の選択肢や課題について関係者（保護者、地域住民等）へ十分に説明し、実施可能な選択肢、計画予定年次等の方針（案）を、校区関係者による協議が行えることが可能となるように理解される取り組みを進める。

１ 方向性の選択肢と課題

高砂・荒井統合中学校の新設中学校が最適ではあるが、用地確保や経費等で実現性は難しいと考えられるので、選択肢から除き、以下３項目を示し、課題等も併せて挙げる。

ア 高砂中学校と荒井中学校の統合（学校名の変更等の検討）

- ・生徒間同志の活性化により一層の人間形成に繋がる。
- ・統合後の荒井中学校の教育環境の整備を十分に図るとともに、高砂中学校の空き施設の活用も検討する。
- ・高砂地区から荒井中学校への安全な通学路を確保する。

イ 荒井中学校区の一部見直し（高砂中学校近接校区への編入）

例えば、荒井小学校区の一部（蓮池、日之出、新浜、三菱重工社宅）を高砂中学校へ就学区域を変更する。

- ・適正規模の生徒数合わせに陥らないためにも、自治会、荒井校区保護者等コミュニティ関係者の理解と協力が必要となる。

ウ 高砂小中学校に特色ある教育（例えば小中一貫教育）を展開する。

- ・高砂市、または高砂町に展開するための条件整備を教育委員会で研究し、進めていく必要があり、市内全域とした具体的な方針をまとめるには、調査研究する期間が要る。
- ・全市的に小中一貫教育を推進するためのモデル校として位置づける。

2 地域住民、保護者等に受け入れられる整備体制

高砂市の適正規模等の推進方針に沿った考え方で進めていく。さらに

- ・子どもの学習環境機能がさらなる向上に繋がることの方針であること。
単なる市の行政経営の効率が上がる観点からの取り組みではないこと。
- ・現在の学校の教育環境の状況は、他の中学校よりも問題があることを十分に理解してもらえる数値、データ等で説明できるようにすること。
- ・選択肢の取り組みが概ね地域に理解され、その後の地域（自治会）、保護者による協議会設置づくりの機運が高まり協力が得られること。
- ・高砂町の地域づくり（まちづくり）の活性化につながること。

3 （仮称）校区協議会の検討による方針（案）の推進

関係者への説明、理解協力のもと校区協議会を立ち上げ、概ね1年程度の校区協議会での協議をいただき、校区協議会の推進方針（案）をまとめあげ、その方針決定に沿ったスケジュールの検討を行い、校区住民等に説明し、理解と協力を求める。

なお、方針決定後のスケジュール（案）については、資料にある計画が考えられるところである。

むすびに

高砂中学校の適正規模、適正配置の推進方針（案）を示しながら市内の小中学校の適正規模・適正配置の検討を庁内で協議してきたところであるが、高砂市の将来展望を考えるなかで、どのような方針が打ち出されても三者間（市行政（学校を含む）、地域（自治会）、児童・生徒保護者）相互で互いに理解、協力が得られるような体制づくりができなければ、小中学校の適正規模、適正配置に関する取り組みを進めていくことができないと考えるところである。このことは、教育基本法の目的、方針に沿った高砂市の小中学校の良好な教育環境づくりに大きく影響する。

今後、他の地区の協議も同様に進めていくうえでも高砂中学校の取り組みを三者の理解のもと積極的に押し進め、高砂市の次世代を担う子どもたちの明るい未来の展望を切り開いていく信念のもと、質の高い教育を目指しながらまちづくりの活性化にも繋がる視点で考えていかなければならない。

資 料

- 資料 1 児童・生徒・学級数（平成 20 年度まで 5 年区分）及び新入学予定児童数
- 資料 2 小学校別予定児童数及び学級数（平成 22 年度～ 28 年度）
- 資料 3 中学校別予定生徒数及び学級数（平成 22 年度～ 28 年度）
- 資料 4 小中学校の学級編成、学校規模、通学等の基準
- 資料 5 校区内で最も通学距離が遠い場所
- 資料 6 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）
- 資料 7 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律改正
- 資料 8 行財政調査検討特別委員会報告資料抜粋（適正規模等に係る意見回答）
- 資料 9 小・中一貫教育について（平成 22 年 6 月 1 日）
- 資料 10 現学級数に対応する職員数
- 資料 11 平成 22 年度高砂中学校の部活動入部状況及び結果一覧表
- 資料 12 検討委員会検討結果後のスケジュール（案）について

〔資料1〕

児童・生徒数・学級数（5年区分）

項 目	学 校	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度
児童・生徒数 小学校 10 校 中学校 6 校	小学校	7,617	6,618	5,964	5,830
	中学校	4,447	3,818	3,261	(注) 2 2,829
	計	12,064	10,436	9,225	8,659
学 級 数 (特別支援学級 を除く。)	小学校	219	190	179	(注)1 186
	中学校	121	104	91	(注)2 77
	計	340	294	270	263

(注) 1 平成20年度は、少人数学級（小学1年生～4年生）学級数増

2 宝殿中学校において、組合解散による生徒数、学級数減

小学校別予定児童数及び学級数(平成22～28年度)

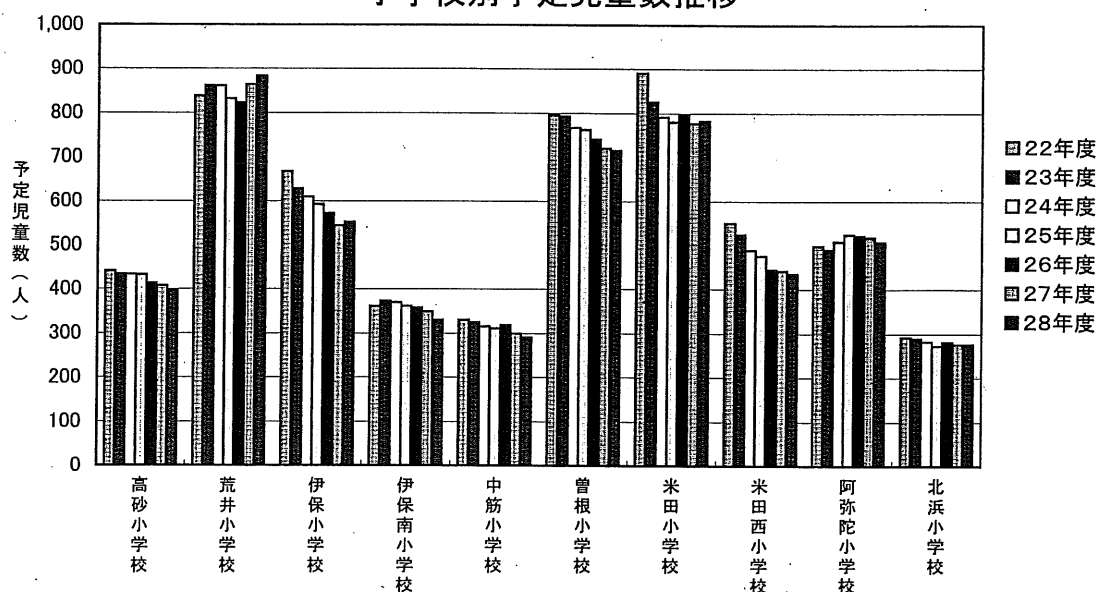
5月1日現在

	22年度			23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	児童数	通常学級数	特別支援学級数	児童数	通常学級数	児童数	通常学級数	児童数	通常学級数	児童数	通常学級数	児童数	通常学級数	児童数	通常学級数
高砂小学校	441	15	2	434	14	433	14	432	15	413	15	408	15	397	14
荒井小学校	838	25	2	862	28	861	27	832	26	823	26	864	27	884	27
伊保小学校	667	22	3	628	21	609	19	592	18	572	18	544	18	552	18
伊保南小学校	361	12	2	373	12	370	12	362	12	358	12	349	12	330	12
中筋小学校	330	12	2	325	12	315	11	311	11	319	12	300	12	291	12
曾根小学校	795	24	2	792	24	767	24	762	24	741	24	720	24	715	24
米田小学校	891	27	2	825	25	791	25	780	24	796	25	777	25	782	25
米田西小学校	550	18	2	524	18	489	17	476	16	445	15	442	15	435	15
阿弥陀小学校	498	17	2	490	16	508	17	524	18	521	18	518	18	507	17
北浜小学校	292	12	1	289	12	282	12	273	12	281	12	276	12	276	12
計	5,663	184	20	5,542	182	5,425	178	5,344	176	5,269	177	5,198	178	5,169	176

注

- 1 通常学級数の算出は 23～25年度 1年～4年 35人学級
26年度 1年～5年 35人学級
27・28年度 1年～6年 35人学級
- 2 平成22年度児童数は5月1日現在
- 3 平成23年度以降は新1年生は4月15日現在。その他の学年は22年度5月1日(特別支援学級を考慮に入れない数)をスライド

小学校別予定児童数推移



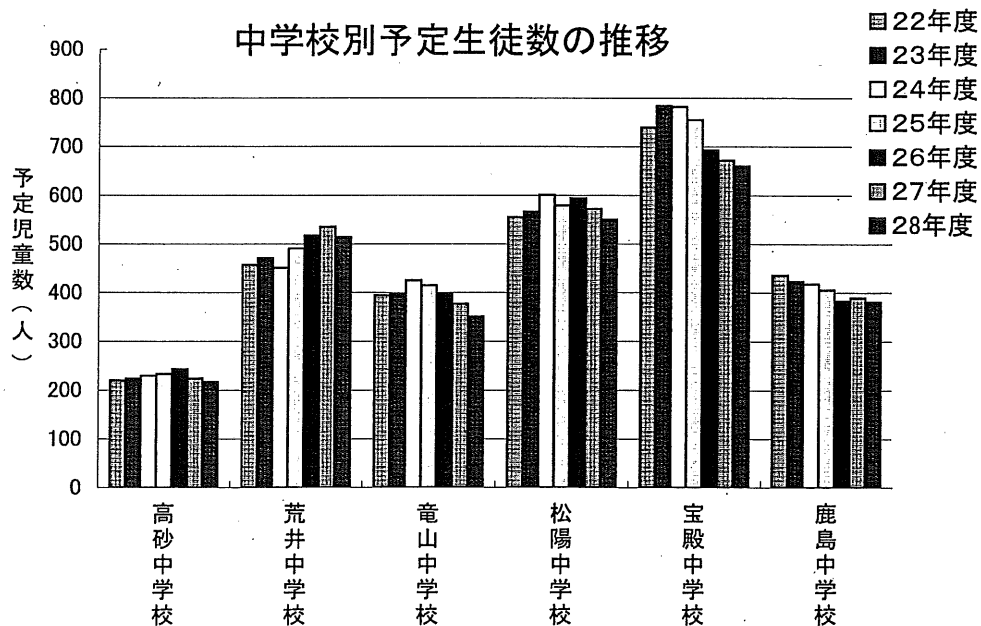
中学校別予定生徒数及び学級数(平成22～28年度)

5月1日現在

年度 学校名	22年度			23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	生徒数	通常 学級数	特別支援 学級数	生徒数	通常 学級数	生徒数	通常 学級数	生徒数	通常 学級数	生徒数	通常 学級数	生徒数	通常 学級数	生徒数	通常 学級数
高砂中学校	220	6	1	224	6	229	6	233	6	243	7	224	7	217	8
荒井中学校	457	13	2	471	13	451	12	491	13	517	15	535	16	514	16
竜山中学校	394	12	3	398	12	425	12	415	12	399	12	377	12	351	11
松陽中学校	555	16	1	566	16	601	17	579	16	594	17	572	17	550	17
宝殿中学校	740	19	3	784	21	782	21	755	20	693	19	672	20	660	21
鹿島中学校	436	12	2	423	12	418	12	406	12	383	12	390	12	381	12
計	2,802	78	12	2,866	80	2,906	80	2,879	79	2,829	82	2,770	84	2,673	85

注

- 1 通常学級数の算出は 23～25年度 全学年 40人学級
26年度 1年 35人学級
27年度 1・2年 35人学級
28年度 全学年 35人学級
- 2 平成22年度生徒数は5月1日現在
- 3 平成23年度以降は4月15日現在。その他の学年は22年度5月1日(特別支援学級を考慮に入れない数)をスライド



資料 4

小中学校の学級編成、学校規模、通学等に関する基準

(1) 学級編制

学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項及び第4条において、1学級の児童数（生徒数）は、40人と基準（注1）が示されている。兵庫県教育委員会は、これを受けて、小中学校は、40人学級で実施していたが、平成16年度から実施の「新学習システム推進指針」により少人数学級製を実施し、本市は、現在小学校第1学年から第4学年まで1学級の児童数を35人以下とする少人数学級で実施している。

(2) 学校規模

学校規模については、学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としている。」とあり、中学校についても、同規則第79条において小学校の規定を準用するとしている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条で、これを「適正な規模」としている。

(3) 通学区域

学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定している。

高砂市教育委員会は、これを受けて、通学距離及び時間、通学安全の確保、地理的条件や自治会などの地域との関係等を踏まえ、新設分離などの歴史的経緯をたどる中で通学区域を定め、就学すべき学校の指定を行っている。

(3) 通学距離

通学距離については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、「小学校にあってはおおむね4キロメートル以上、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」と定めがある。ちなみに本市の通学距離の現状は、小学校区では3km以内、中学校区では5km以内となっている。

校区内で通学距離が最も遠い場所

学 校 名	住 所	Km
高砂小学校	浜田町1丁目付近	1.6
荒井小学校	小松原5丁目付近	1.2
伊保小学校	竜山2丁目付近	1.9
伊保南小学校	高須付近	1.1
中筋小学校	中筋5丁目付近	1.8
曾根小学校	曾根町大開付近	1.5
米田小学校	宝殿中学校付近	1.2
米田西小学校	神爪6丁目付近	1.8
阿弥陀小学校	魚橋北付近	2.5
北浜小学校	牛谷東付近	2.3
平 均		1.7

高砂中学校	朝日町1丁目付近	1.5
荒井中学校	新浜2丁目付近	1.5
竜山中学校	春日野町付近	2.6
松陽中学校	曾根町大開付近	2.1
宝殿中学校	神爪6丁目付近	2.7
鹿島中学校	西浜町南付近	4.5
平 均		2.5

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)

～30年ぶりの40人学級の見直し・10年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～

平成22年8月27日 文部科学省

「強い人材」の実現は、成長の原動力としての未来への投資。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務。

このため、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定。

I 少人数学級(35・30人学級)の推進等【平成23年度から30年度までの8ヵ年計画】

- (1) 小学校全学年で35人学級を実現 (H23年度～27年度の5ヵ年計画)
- (2) 中学校全学年で35人学級を実現 (H26年度～28年度の3ヵ年計画)
- (3) 小学校1・2年生で30人学級を実現 (H29年度、30年度の2ヵ年)
- (4) 副校長・教頭、生徒指導担当教員及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消 (H24年度)

改 善 事 項	改善総数	改 善 の 目 的 ・ 内 容 等								23年度要求数
35・30人学級の推進 ○35人学級(小学校全学年) ○35人学級(中学校全学年) ○30人学級(小学校1・2年)	46,500 (22,830) (15,070) (8,600)	40人⇒35人						35人⇒30人		7,800 (7,800) (一) (一)
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		小1 小2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2	
		—	—	—	中1	中2	中3	—	—	
35・30人学級の実施に伴う 教職員配置の充実	3,900									500
○副校長・教頭の配置の充実	(1,340)	・副校長の配置促進による学校運営体制の整備								(220)
○生徒指導(進路指導)担当 教員の配置の充実	(990)	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校における キャリア教育・進路指導の充実								(60)
○事務職員の配置の充実	(1,570)	・事務職員の複数配置による学校事務処理体制の充実								(220)
小学校の複式学級に係る 学級編制標準の引下げ、 中学校の複式学級の解消	1,400									(一)
○小学校	(1,000)	・小学校:16人→14人(小1を含む場合:8人→6人)								(一)
○中学校	(400)	・中学校:8人→解消								(一)
計	51,800									8,300

(注) 少人数学級(35・30人学級)の推進等には、51,800人の定数増が必要となるが、今後8年間に、児童生徒数の減少に伴う定数の自然減や定年退職者の増加に伴う教員の平均年齢低下による給与減等が見込まれており、これらの財源を活用することにより、可能な限り追加財政負担を伴わないよう努力。

(参考) 年度別改善数・自然減

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
改 善 増	8,300人	5,400人	4,100人	9,400人	9,800人	5,400人	4,700人	4,700人	51,800人
自 然 減	▲2,000人	▲4,900人	▲3,300人	▲4,000人	▲3,800人	▲4,400人	▲5,100人	▲4,900人	▲32,400人

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣 旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概 要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずる。

(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人			40人		

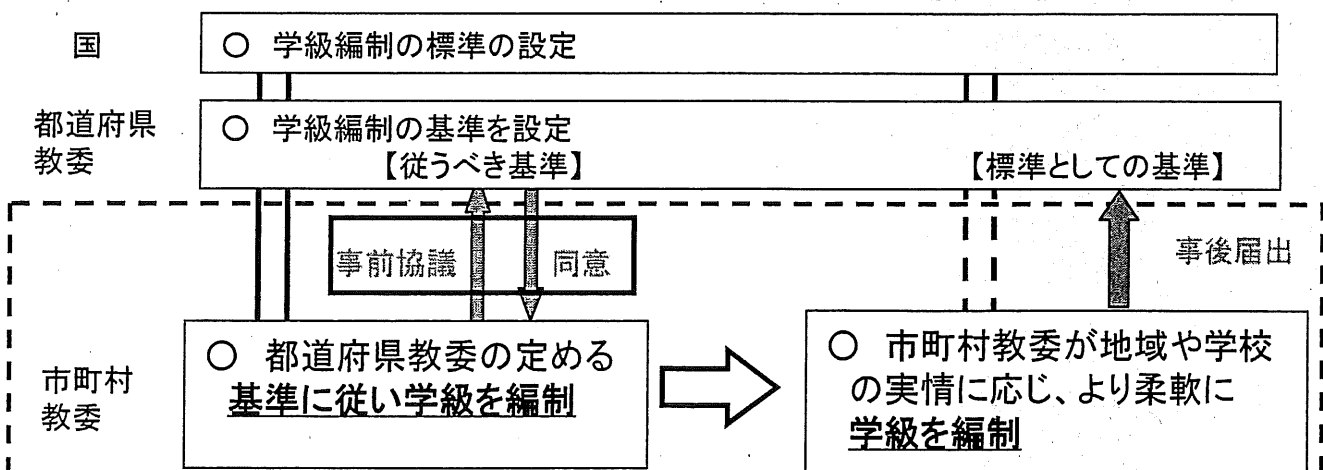
(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際:
- 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とする。
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】

【現行】

【改正案】



※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

変更なし

3. 施行期日

2(1)については、平成23年4月1日、2(2)については平成24年4月1日

平成 21 年 9 月定例会資料

行財政調査検討特別委員会委員長報告（平成 21 年 9 月 14 日）

行財政調査検討特別委員会（中間提言に対する回答）資料抜粋

○学校の適正規模・適正配置について 校区の問題を考える上で、地域住民との合意や子どもたちへの教育の影響を考慮することは重要である。一方で、規模の維持による教育的観点（部活動の維持など）、持続可能な学校運営という財政的観点も考え、議論をしていくべきである。 まずは高砂中学校区において、モデル的に全校区から通学可能な小中学校一貫校実践をおこなうことを提言する。姫路の実践を研究し、小中の連携モデルとすべきである。また、中学校区を中心に、小学校区においても校区の変更や柔軟運用により学校の施設にあった適切な人数確保を考えるべきである。 また、小学校において国の基準以下となる学校については、早期に見直しをはかるべきである。 なお、削減だけでなく、中学校給食の導入等もモデル校からでも研究・実施すべきである。	平成 21 年 2 月に報告しました教育施設検討委員会報告に基づき、市としての方針を決定するため、平成 21 年 5 月に庁内検討委員会を発足させている。 この検討委員会で学校の適正規模・適正配置を検討する中で、先ず、高砂中学校区の課題について、調査、検討していく。 また、小学校については、現在、国の適正規模の基準を下回っていないが、下回ることが懸念される小学校の検討を行う。 中学校給食については、費用対効果を含め、研究する。	教育総務部 総務課
--	---	----------------------

平成22年6月1日

小・中一貫教育について

1 6・3制の現状と課題（一般論）

(1) 身体的な発達の加速

- ・ 6・3制が始まった1947年頃と比べて子どもの体の発達が1年半～2年早まる。
それに伴い心の発達も促される。

(2) 学力の低下

- ・ 小学校は単元テスト→点を取りやすい。
- ・ 中学校は定期テスト→点を取りにくい。
システムの違いを理解しないまま臨めば、学力が低下したと感じ自信も失い、だんだんやる気をなくしていく。

(3) 思春期に落ち込む自尊感情

- ・ 5年生くらいから急に自尊感情が落ち込むと言われている。
自尊感情の低下は個人差があり人間誰もが一度は通るものと思われるが、極端な低下は生活をするうえで意欲を欠くものとなる。

(4) 生徒指導上の諸問題

- ・ 5～6年生で潜在化していたものが、環境の変化（中学校入学・教科担任制）により顕在化。
小学校の時期には担任が寄り添うように指導。中学校になると教科担任制となり、子どもたちはとまどいを感じる。

(5) 中学校に上がるときの不安

- ・ 勉強、人間関係、部活等

2 小中一貫教育について（一般論）

(1) メリット

- ① 6・3制ではない区分ができる → (例) 4・3・2区分 5・4区分

- ・ 心身の発達の変化
- ・ 学力形成の特性 具体→抽象
- ・ 生徒指導上の諸問題に対応して 小5～自尊感情の低下

② 新たな教育課程を開発できる

→ 現行の学習指導要領の範囲内で

③ 9年間をとおして、一貫性のあるきめ細やかな指導が展開できる

④ 中学校の存在が、小学生に与える不安感の除去を図ることができる

(2) 実施するためのハードル

- ・ 学校が隣接している必要があること
- ・ 教員配置の問題 教員免許状の関係
- ・ 教育課程の編成の見直しが必要 小…1単位時間45分、中…1単位時間50分
- ・ 給食の問題 小…有、中…無

3 高砂小学校、高砂中学校の現状

学校外の環境

メリット	デメリット
・地域と密接な係わりがある ・地域の学校を支援しようとする思いが熱い ・伝統文化の継承ができる	・地元産業の停滞により地域の沈滞や児童数減がある

学校内の環境

メリット	デメリット
【児童・生徒】 ・幼小中11年間をほぼ同じような仲間で過ごすことでお互いを深く知り合うことができる 【教師】 ・中学校では全学年の指導に携わることができる ・3年間を計画的、系統的に教えることができる ・子どもの名前と顔が一致し、個に応じた指導ができる ・生徒に関する情報交換がしやすい ・一人一人が学校運営に携わっているという意識が高くなる ・職員全員の意識を反映しやすい 【施設】 ・教室を色々な部屋として活用できる ・ゆとりある空間で落ち着く ・部活動数が少ないので、施設の有効利用ができる	【児童・生徒】 ・人間関係が固定化する ・中学校の部活動に限られる ・様々なタイプの教師と出会う機会が少ない 【教師】 ・一人の校務分掌が多くなる ・出張時の授業への影響が多い 【施設】 ・管理がしにくい

別表第 1

(小学校 教頭及び教諭等)

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2 人	21 CL	24 人	41 CL	47 人
2	3	22	25	42	48
3	5	23	27	43	49
4	6	24	28	44	50
5	7	25	29	45	51
6	8	26	30		
7	9	27	31		
8	10	28	32		
9	11	29	33		
10	12	30	34		
11	13	31	35		
12	14	32	36		
13	16	33	38		
14	17	34	39		
15	18	35	40		
16	19	36	41		
17	20	37	42		
18	21	38	43		
19	22	39	44		
20	23	40	46		

(注) 学級数には、学級編制基準の脚注ただし書きに係る増加分は含まないものとする。

別表第 2

(中学校 教頭及び教諭等)

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2 人	21 CL	32 人	41 CL	61 人
2	5	22	34	42	62
3	8	23	35	43	64
4	8	24	36	44	65
5	9	25	38	45	67
6	10	26	40		
7	12	27	41		
8	14	28	42		
9	15	29	44		
10	17	30	46		
11	18	31	47		
12	19	32	49		
13	20	33	50		
14	22	34	52		
15	23	35	53		
16	25	36	54		
17	27	37	55		
18	28	38	57		
19	30	39	58		
20	31	40	60		

(注) 学級数には、学級編制基準の脚注ただし書きに係る増加分は含まないものとする。

平成22年度高砂市中学校部活動入部状況

平成22年6月1日現在

(運動部)

	高砂中学校						荒井中学校						竜山中学校						松陽中学校						宝殿中学校						鹿島中学校																											
	1年			2年			3年			合計			1年			2年			3年			合計			1年			2年			3年			合計																								
	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部	男	女	部																									
陸上	1	2	部	3	5	部	12	14	部	10	15	部	45	32	部	2	8	部	5	3	部	2	8	部	1	4	部	8	15	部	4	7	部	7	9	部	7	13	部	29	陸上																	
野球	7		部	19		部	9	1	部	25	1	部	47	2	部	14		部	13		部	17		部	13		部	43		部	23		部	18		部	27	68	部	16	11	部	21	48	野球													
ソフトボール			部			部			部			部			部		7		部			部			部			部			20		部	13	4	部	6	23						ソフトボール														
サッカー			部			部			部			部			部					部	14	10	部	23	47														15	15	部	8	1	部	38	サッカー												
ハンドボール	5		部	13		部			部			部			部	14	8	部			部			部																						ハンドボール												
ソフトテニス	15	7	部	6	3	部	21	17	部	6	23	部	13	35	部	12		部	13		部	16		部	12		部	57		部	20	12	27	25	21	14	68	51	21	8	24	8	63	24	ソフトテニス													
柔道	1	3	部	4	4	部	5	7	部	8	2	部	6	5	部	20	7	部	4		部	8	3	部	8		部	3	14	10	部	17	2	6	4	5	27	13	9	2	7		7	23	2	柔道												
剣道	4	5	部	5	4	部	13	9	部	2	12	部	1	5	部	14	8	部	3	4	部	2	6	部	9	13	8	3	2	4	5	15	10	7	5	4	6	4	18	15	6	1		5	2	11	3	剣道										
バスケットボール			部			部			部	13		部	8	12	部	31		部	17		部	7		部	8		部	32	17	21	7	9	10	6	34	36	18	12	19	13	12	6	49	31		4	13	バスケットボール										
バレーボール			部			部			部			部			部			2		部	3	5	部			部	7		部	8		部	5	20		8	10	13	31						13	8	29	バレーボール										
卓球			部			部			部			部			部					部			部			部																						卓球										
バドミントン			部			部			部			部			部					部	21	21	部			部	26		部	68	10	13	2	18	12	16	24	47												バドミントン								
水泳			部			部			部	4	7	部	7	3	部	4	14	18			部	3	2	部	5	8	部	14	10	9	4	9	8	9			27	12												水泳								
相撲			部			部			部			部			部					部	2	2	部			部																										相撲						
計	33	17	部	30	14	部	34	11	部	97	42	部	56	54	部	70	53	部	49	44	部	175	151	部	49	35	部	53	24	49	31	151	90	98	66	51	70	52	234	169	117	78	103	97	100	70	320	245	71	37	59	34	66	30	196	101	合計	
生徒数	42	35	部	46	30	部	38	29	部	126	94	部	68	79	部	86	81	部	67	76	部	221	236	部	66	77	部	64	61	61	65	191	209	116	94	87	88	88	82	291	264	128	132	121	119	122	119	371	370	69	67	81	73	71	75	221	215	生徒数
加入率	78.6	48.6	部	55.2	46.7	部	89.5	37.9	部	77.0	44.7	部	82.4	68.4	部	81.4	85.4	部	73.1	57.9	部	79.2	64.0	部	74.2	45.5	部	82.8	93.3	80.3	47.7	79.1	44.7	84.5	70.2	76.9	59.0	78.5	83.4	80.4	84.0	59.4	59.1	85.1	81.5	82.0	59.8	86.3	66.2	102.3	55.2	72.8	46.6	93.0	40.0	66.7	47.0	加入率

平成22年度高砂市中学校部活動入部状況

平成22年6月1日現在

(文化部)

	高砂中学校						荒井中学校						竜山中学校						松陽中学校						宝殿中学校						鹿島中学校																		
	3年			2年			1年			3年			2年			1年			3年			2年			1年			3年			2年			1年				合計											
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計													
吹奏楽部	1	12	1	11	2	6	4	29	2	16	17	1	16	3	49	3	25	15	15	3	55	3	10	2	13	13	5	36	29	1	15	1	20	2	64	2	14	4	12	2	18	8	44	吹奏楽部					
美術部																	8	10	1	9	1	27	5	8	2	1	3	4	10														美術部						
茶道部																	3	1	7		1	10	1	6	15	4	1	25	1														茶道部						
華道部	5		2		8	15			4		7	3	14																4	2														華道部					
地理歴史部									5	1	7	2	13	2																														地理歴史部					
ポランティア部																																												ポランティア部					
合唱部																																												合唱部					
英語部																																												英語部					
放送部																																												放送部					
将棋部																																												将棋部					
飼育部																																												飼育部					
文芸部																																												文芸部					
パソコン部																																												パソコン部					
園芸部																																												園芸部					
環境美化部																																												環境美化部					
計	1	17	1	13	2	14	4	44	7	20	1	24	8	21	16	65	3	36	1	32	1	24	5	92	4	29	3	21	16	74	5	52	5	22	4	33	14	107	6	25	6	23	8	32	20	80	合計		
生徒数	42	35	46	30	38	29	126	94	68	79	86	81	67	76	221	236	66	77	64	61	61	65	191	203	116	94	87	88	88	82	291	264	128	132	121	119	122	119	371	370	69	67	81	73	71	75	221	215	生徒数
加入率	2.4	48.8	2.2	43.3	5.3	48.3	3.2	46.8	10.3	25.3	1.2	28.5	11.9	27.6	7.2	27.5	4.5	46.8	1.6	52.5	1.6	36.9	2.6	45.3	7.8	25.5	4.6	33.0	3.4	25.6	5.5	28.0	3.9	38.4	4.1	18.5	3.3	27.7	3.8	28.9	8.7	37.3	7.4	31.5	11.3	42.7	9.0	37.2	加入率

【平成22年度 県大会優勝者、全国大会出場者、全国大会結果一覧表(中学校)】

H22. 8. 10現在

個人・団体	所属	種目別	県大会優勝・成績	記録	全国大会出場	全国大会結果
個人	高砂中学校2年	陸上	第56回 全日本中学校通信陸上 兵庫県大会 2年女子100m 第1位 共通女子200m 第1位	100m 12秒40 200m 25秒33	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 2年女子100m、共通女子200m	
団体	高砂中学校	ハンド	第54回兵庫県中学校 総合体育大会 ハンドボール競技 優勝		なし	
個人	荒井中学校2年	陸上	兵庫県中学校総合体育 大会 陸上競技 女子共通200m	26秒07	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 共通女子200m	
団体	竜山中学校	ハンド	近畿中学校 総合体育大会 ハンドボール競技 第3位		第39回全国中学校ハンドボール大会	
団体	松陽中学校3年	相撲	兵庫県中学校総合体育 大会 相撲競技 団体戦 第3位		第40回 全国中学校相撲選手権大会	
個人	松陽中学校3年	相撲	兵庫県中学校総合体育 大会 相撲競技 個人戦 第3位		第40回 全国中学校相撲選手権大会	
個人	松陽中学校3年	陸上	第56回 全日本中学校通信陸上 兵庫県大会 共通女子200m	26秒11	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 共通女子200m	
団体	宝殿中学校	ソフト ボール	全日本中学生ソフト ボール大会兵庫県大会 優勝		なし	
			兵庫県中学校総合体育 大会ソフトボール競技 優勝			
			第59回近畿中学校 総合体育大会 ソフトボール競技 優勝		第32回全国中学校ソフトボール大会	
団体	宝殿中学校	陸上	全日本中学校通信陸上 兵庫県大会 共通女子4×100mR 第1位		なし	
			兵庫県中学校総合体育 大会 陸上競技 共通女子4×100mR 第1位	49秒29	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 共通女子4×100mR	
個人	宝殿中学校3年	陸上	全日本中学校通信陸上 兵庫県大会 男子400m 第2位	51秒62	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 男子400m	
個人	宝殿中学校3年	陸上	兵庫県中学校総合体育 大会陸上競技 女子100mH 第2位	14秒29	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 女子100mH	
個人	宝殿中学校2年	陸上	兵庫県中学校総合体育 大会 陸上競技 2年女子100m 第1位	12秒43	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 2年女子100m	
			兵庫県中学校総合体育 大会 陸上競技 女子100mH	14秒57	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 女子100mH	
個人	宝殿中学校2年	陸上	全日本中学校通信陸上 兵庫県大会 女子200m	25秒70	第37回 全日本中学校陸上競技選手権大会 共通女子200m	

○ 検討委員会検討結果後のスケジュール(案)について

平成23年3月現在

22年度

23年3月

庁内検討委員会の検討結果等をまとめ

- ① 庁内検討委員会での検討結果のとりまとめ
(高砂中学校の検討方針(案)の決定を含む)
- ② 庁内検討委員会の検討結果を教育委員会に報告

23年度～24年度

庁内検討委員会の検討結果の報告

- ① 市の方針結果を市議会へ報告、方針結果の公表
- ② パブリックコメントの実施による市民意見募集
- ③ 小中一貫教育の検討

校区関係者への説明及び了承

- ① 方針結果を関係する校区関係者へ説明、
- ② 了承後、仮称「校区協議会」設置の検討

仮称「校区協議会」関係予算の可決による「校区協議会」の設置

- ① 仮称「校区協議会」委員関係予算の提案、可決
- ② 仮称「校区協議会」委員の選定
- ③ 仮称「校区協議会」委員の選定に係る教育委員会協議
(※「校区協議会」の方針結果により実施時期の変更あり)

仮称「校区協議会」の設置による協議及び協議会での検討結果のとりまとめ

- ① 第1回を10月開催し、10月を最終目途にとりまとめる。
- ② 協議会の検討経過を教育委員会に報告
- ③ 「校区協議会」検討結果の市長報告、教育委員会への報告

市議会への報告、公表、

- ① 市議会へ「校区協議会」検討結果報告及び公表

校区住民への実施方針の説明会開催、了承による教育委員会、市の方針決定

- ① 校区住民に「校区協議会」決定内容を説明し、市の方針説明
- ② 概ね了承後、教育委員会の校区の方針、実施時期の決定、市の校区方針を決定
- ③ 市の校区方針を市議会に報告

25年度

方針決定後の手続き

- ① 改正関係条例の整備、必要予算の検討、準備

関係条例等の上程、可決

- ① 方針決定に係る関係改正条例等の可決

広報周知、議決決定による関連予算の上程、可決

- ① 新学校区の広報周知
- ② 新校区にかかる職員配置、予算協議（施設整備、教材等）、予算上程、可決
- ③ 学校教職員の異動準備

26年度

実施年に向けての準備

- ① 通学区域の教育委員会の決定（経過措置の決定）
- ② 学校施設整備予算の執行
- ③ 該当校区に係る保護者説明会の実施
- ④ 方針に基づく該当校区への就学通知、受け入れ準備

27年4月 方針決定による実施